

在留邦人の皆様へ

在イスラエル日本国大使館

2018年6月6日

在外選挙人名簿への登録についてのご案内
(海外に住んでいる方が、外国にしながら国政選挙に投票するために)

海外にお住まいの有権者の方が、事前に在外選挙人名簿への登録申請を行い、「在外選挙人証」を取得することにより、国政選挙や憲法改正国民投票で投票を行うことができます。

在外選挙人証の申請から受け取りまでには、約2~3か月程度を要しますので、早めの申請をお願いいたします（申請書は、外務省経由で市区町村に送付されます。在外選挙人証は、市区町村での発行手続きの後、外務省経由で当館に届きます。）。なお、本年6月1日から、これから海外に転出される方につきましては、現在住民登録がされている日本国内の市区町村役場での国外転出届出と同時に在外選挙人名簿への登録手続きができる、「出国時登録申請」が開始されましたので、皆様のお知り合いの方で、これから海外に転出される方にお知らせいただけると幸いです（具体的な手続き内容につきましては、以下の総務省URLをご確認下さい）。

（総務省「出国時登録申請」URL）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000554555.pdf

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei14_02000054.html

<http://www.soumu.go.jp/senkyo/netsenkyo.html>

（在外公館での在外選挙人名簿への登録申請）

1 登録申請に必要な条件

- 日本国籍を有し、年齢が満18才以上の方
- 日本の最終住所地の市区町村役場に海外への転出届を提出されている方（日本に住民票が残っている方は登録できません）
- 他の日本大使館、総領事館で在外選挙人登録を行っていない方
- 在イスラエル日本国大使館の管轄地域内に3ヶ月以上居住される方。

※ 居住期間が3ヶ月未満でも、仮申請が可能です。ぜひ、他の用事で当館にお立ち寄りの際に仮申請手続きをお願いいたします。

2 申請の方法

申請者本人、または在留届に記載されている同居家族が当館にご来館の上申請願います。

(1) 本人が申請する場合に必要な書類

ア. 申請書 (以下のURLから入手できます)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>

イ. 有効な日本国旅券。

ウ. 現住所と居住期間が確認できる書類 (例: 有効なイスラエル運転免許証、公共料金の領収証、自宅の賃貸契約書など)

※ (上記ウ.について、在イスラエル日本国大使館に対して、3ヶ月以上前に在留届を提出済の方は省略可能です。)

※ (上記ウ.について、居住期間が3ヶ月未満の方は、3ヶ月経過後、大使館から確認の連絡を行い、その後の手続きを進めます。)

「申請書記入に当たって必要な情報」以下の事項を申請書に記載する必要がありますので、必要事項についてあらかじめご確認願います。

- ・ 本籍地 (番地まで)
- ・ 日本の最終住所 (住民票に記載されていた住所)
- ・ 日本を出国した日
- ・ 在イスラエル日本国大使館の管轄地域に住所を定めた日

(2) 在留届に記載された同居家族 (日本国籍の方) が、本人に代わって申請する場合に必要な書類。

上記(1)の本人が申請する場合に必要な書類3点に加えて、以下の2点が必要です。なお、申請書と申出書には、申請者本人が自ら署名する部分があります。必ず、事前に申請者本人が自署した書類を持って、同居家族の方はご来館ください。

ア. 申出書 (以下のURLから入手できます)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>

イ. 本人に代わって申請する同居家族などの方の日本国旅券 (その他の書類では代理申請できません)

登録先となる選挙管理委員会について

● 在外選挙人名簿の登録先は、以下に該当しない場合、日本国内の最終住所地の市区町村選挙管理委員会になります。

○ 平成6年(1994年)4月30日以前に、転出届を出した上で出国した方は、在外選挙人名簿への登録申請時点の本籍地の市区町村選挙管理委員会が登録先になります。

○ 海外で生まれ、日本で住民票の転入届を行ったことがない方は、在外選挙人名簿への登録申請時点の本籍地の市区町村選挙管理委員会が登録先になります。

3 お問い合わせ先

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: <http://www.israel.emb-japan.go.jp/html/index.jp.html>

在留届電子登録・変更(3ヶ月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>

たびレジ登録・変更(3ヶ月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>